

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定によって、世羅甲山都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定によって、この都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間終了の日までに町に意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月 18 日

世羅町長 奥田 正和

1 都市計画の種類

世羅甲山都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

大字西上原、大字本郷、大字寺町

3 都市計画の案の縦覧場所

世羅町 建設課

世羅町ホームページに掲載



世羅町ホームページ

4 縦覧期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 5 日（月）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

5 意見書の提出

縦覧期間中、町民の方および利害関係のある方は、町に意見書を提出することができます。

意見書の書式	建設課窓口に備付けの、または町ホームページへ掲載の書式、任意書式
提 出 方 法	書面による建設課への持参または郵送、Fax、建設課へのお問合せフォーム
提 出 期 間	縦覧期間内
提 出 場 所	世羅町建設課建設係 住所 〒722-1192 世羅町大字西上原 123 番地 1 電話 0847-22-5309 Fax 0847-22-5921 建設課へのお問合せフォーム（町ホームページ）
注 意 事 項	■意見書には、必ず氏名および住所（法人にあっては、名称および主たる事務所の所在地）を記入してください。記入がないものについては、受理できません。

	■記入事項は、意見要旨のとりまとめ以外の目的では使用しません。また、意見受理後は適正に管理し情報漏えい、滅失または、き損防止等に努めます。
--	---

6 問合せ先

都市計画に関すること 世羅町 建設課 （世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1 電話 0847-22-5309）